

所得減少による国保税の減免申請！

尾北民商
ニュース
2022年
8月8日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

市町村国保は、74歳までの引退者を受け入れるため、構造的に保険料収入よりも医療費支出が大きくなります。本来、この不足分は社会保障として国庫が負担するべきで、日本知事会も政府に要望を行なっていますが、いまだ是正されていません。

前年の所得に応じて保険料が値上がりする国保税は、個人業者にとって頭の痛い問題です。元々楽ではなかったが、今年はさらに苦しいという人もいます。

市町村の国民健康保険には所得の減少による減免の規定があります。2021年（令和3年度）の所得が400万円以下で、

今年の所得が前年の3分の2以下になる見込みの人は、減免の申請をすることで、これから収める予定の国保税の所得割分を減らせる



可能性があります。（均等割、平等割は対象になりません）

減免の申請には申請書や添付資料の整理などが必要になります。国保税で条件を満たしている場合は、介護保険料（65歳以上）についても、居住する市町の減免の要件・手順を確認しましょう。

国民健康保険税の直近の納付・引落日は8月31日（水）です。（江南市・岩倉市は1期目、扶桑町は2期目、犬山市・大口町は3期目）

検討する人は尾北民商にご連絡ください。納付期限日の1週間前には申請できるよう、早め早めのご相談をお願いします。

3市2町の国保税の減免基準		
世帯の前年所得金額	今年の所得見込み額	減免額
400万円以下	前年の3分の2以下	所得割額の全部～100分の20

飲食、建設など、職業を加入の条件とする国保組合



小規模ほど苦しい消費税制度、コロナ禍による売上減と感染防止対策の為に時間と費用の支出、ロシアの侵略戦争による輸入資材の高騰と払底など、重なる負担に中小業者の営業と生活は過去にないほど苦しい状況です。

日本は国民皆保険制で、誰もが絶対に何らかの国保に加入しなければなりません。傷病の際に無保険で治療を受けられないという事態を防ぐためです。

ただし個人業者の入れる国保は市町村国保だけではありません。飲食業者が加入できる食品国保、建設業者の建設国保などが存在します。従業員や家族も加入できます。



前年所得に関わりなく定額制なので、毎年の所得が大きい場合はこちらに加入することで負担を減らすことができます。どちらが得か判断がつかない場合、市役所・役場で自身の1年の国保料を確認の上、各国保組合のHP等で保険料を公開しているのを比較してみると良いでしょう。

ただし国保に加入している団体の会員であることを加入の条件としている場合もあります。加えて、その業種に従事していることが前提となるため、引退する時は国保も脱退することになります。また、いずれの国保も法人の加入には制限があります。

建設国保に関しては尾北民商も窓口になっています。詳しく知りたい人は民商にご相談ください。



8月10日（水）まで、お盆前の集金協力をお願いします！

15日集金に協力いただいている会員読者の皆さん、いつもありがとうございます。

8月は普段より早くなりますが、10日（水）ま

での集金にご協力いただけるようにお願いします。

尾北民商は、8月11日（木）～8月16日（火）の間、事務所を閉めさせていただきます。